



どんなもの？

1 生ごみ

食べ残し、調理くず、果物の皮、魚のあら、貝殻、鳥の骨など



生ごみは水気をよく切りギュッとひと絞り

2 皮革製品

かばん、靴、皮製ボール、野球スパイク



3 リサイクルとして使えない衣類

下着、帽子、シーツ、ぬいぐるみ、おび、ひも、汚れたり破れたりしている衣類など

❶ 金属はできるだけ取り除いてください。

❷ シーツや布団カバー、衣類などは縦横30cm以下に切って出してください。



4 汚れたプラスチック類

トレイ、歯ブラシ、スポンジ、バケツ、マヨネーズ、ケチャップ容器、歯磨きチューブ、洗っても汚れの落ちない物



5 ゴム製品

長靴、ゴム手袋、ゴム製ボール

❶ ホースは埋立ごみ



6 食用油

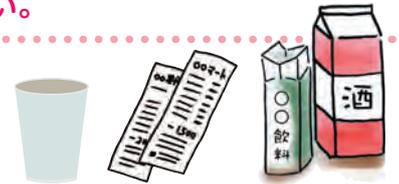
❶ ぼろ布、新聞紙、専用の油取りなどに染みこませて出してください。



7 リサイクルすることができない紙類

防水加工してある紙（紙製の食器や食品容器）、銀紙、感熱紙（レシート）、紙とビニールの混合物、酒パック紙パック（500mL未満）、臭いの強い紙 など

❶ 防水加工がしてあるため、紙資源としてはリサイクルできません。

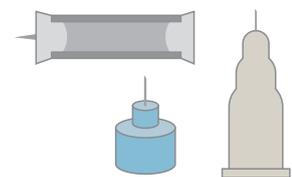


8 在宅医療用品

栄養剤バック、チューブ類、CAPDバッグ



必ず守ってください

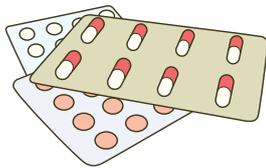


❶ 注射針、注射器などは、通院先の医療機関に返却してください。

9 紙おむつ



10 錠剤の容器包装



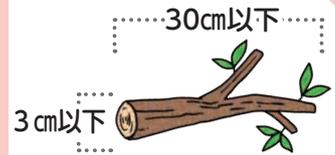
❶ 裏のアルミはくは、はがす必要はありません。

11 草・木類

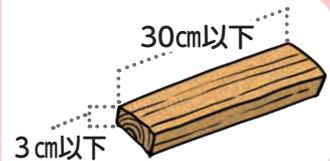
❶ 土などは取り除く

落ち葉、刈り草、剪定枝、木くずなど

剪定枝は、枝の直径3cm以下、長さ30cm以下のもの



木くずは、厚さ3cm以下、縦横30cm以下のもの



規定の大きさを超えるものは、「施設搬入」となります（→P27）

どうやって出すの？



黄色の燃やすごみ収集指定袋に入れてください。

- 1回に出せる袋は1世帯5袋（事業所は3袋）。
（※草・剪定枝は1回に1袋までです。）
- 1袋の重さは概ね10kg以内になしてください。
- 竹串などは袋を突き破らないように出してください。
（折る、または先をつぶす）

Q & A

Q なぜ燃やすごみは30cm以内に切るの？

A シーツや木くずなどは、そのままの状態ですと、処理先のコンベアや処理機械に詰まったり、絡まったりして故障の原因になるため、大きさの制限を設けています。

Q 金属が付いたカバン、靴などの皮製品は、金属を取らないといけないのですか？

A 簡単に取り除ける物は分別してください。難しいければ、無理に外さなくても良いです。そのまま「燃やすごみ」に出してください。

お願い

生ごみの水切りを
しましょう！



水切りネットなどを使って水分を減らしましょう。水分を減らすことは「ごみの減量」に大きく役立ちます。また、臭いや腐敗を抑えることもできます。



どんなもの？ プラマークがある物

1 ボトル類 (容器)

プラスチックボトル (ペットボトル以外) など

- ❗ シャンプーなどのポンプアップノズルは金属が使ってあれば「金属類」。
プラスチックのみならば、「プラスチック類」となります。素材を確認して出してください。



2 カップ・パック類

食料品、日用品の
プラスチック



3 袋

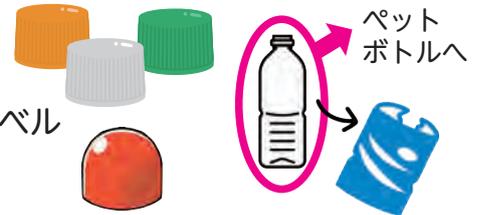
お菓子の袋、レジ袋、
インスタント食品・
日用品などの包みや
袋、外装袋



4 キャップ類、ラベル類

ペットボトル・びん・容器等のプラスチック製キャップ、ラベル

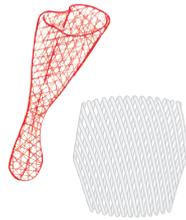
- ❗ 金属キャップは金属製ごみへ出してください。



5 ネット類

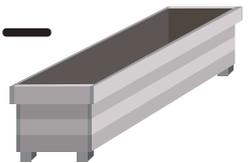
食料品類のプラスチック製の網・ネット

- ❗ 金具等がついている場合は
取ってください。



6 プランター

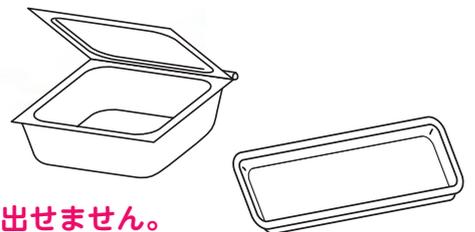
- ❗ 土や泥は落として
ください。
- ❗ プラスチック製に限ります。



7 トレイ類

食料品類や日用品のプラスチック製のトレイ

- ❗ スーパーなどの回収ボックスに出すこともできます。
- ❗ 値札シールなどはそのままよいです。ただし、汚れている物は出せません。



8 緩衝材類

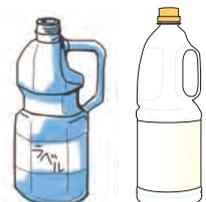
気泡緩衝材、
発泡スチロール

- ❗ かさばる場合は砕くなど細かくして
袋に入れてください。



9 取っ手付きのペットボトル

- ❗ 取っ手の材質がペットボ
トルでもプラスチック類に出
してください。



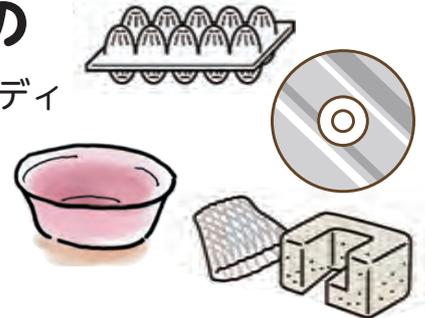


プラスチック素材だけでできている物

10 プラスチックだけでできているもの

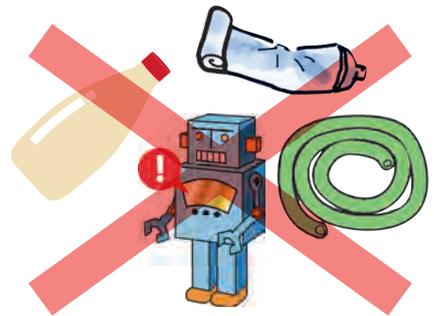
バケツ、ポリタンク、卵パック、CD・DVD・ブルーレイディスク、洗面器、ストロー、スプーン、フォークなど

- ❗ ポリエチレン、ビニール、ナイロン、発泡スチロール、アクリルなどがプラスチックです。
- ❗ ビニールひもなど長さの長い物は30cm程度に切って出してください。



プラスチック類で出せない物

- 汚れたプラスチック類（ラップ、液体調味料の袋、チューブ類）
- 金属類のあるおもちゃ ● 歯ブラシ
- ビニールホース
- 錠剤の容器包装（燃やすごみへ）など
- ❗ チューブ類（マヨネーズ、ケチャップ、わさびの容器など）はプラスチック製容器ですが、洗浄しても中身の取れないものは「燃えるごみ」へ出してください。
- ❗ 少しでも金属部品があれば「金属類」です。

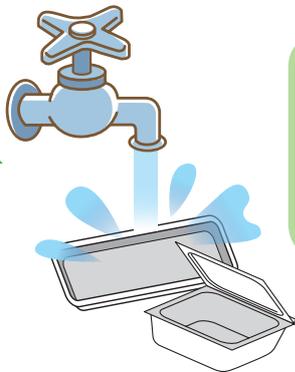


どうやって出すの？

市の分別収集指定袋を使用してください。



出す前に



汚れている物は軽く洗って出してください。
汚れが見えない程度でかまいません。

- 袋に自治会名と氏名（世帯主）、分別区分に○を記入してください。
- 1回に出せる数は1世帯5袋（事業所は3袋）までです。
- 1袋の重さは概ね10kg以内にしてください。
- 汚れている物や中身が入ったままのものは出せません。



どんなもの？

紙に再生することができる紙

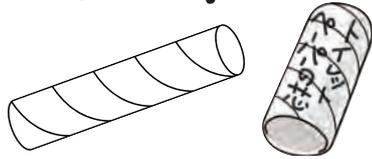
雑紙「その他の紙類」で出せる物は、紙として再生できる物に限ります。素材は紙であっても出せない物がありますので、ご注意ください。

1 お菓子、食品、ティッシュ等の紙箱、ビール・栄養ドリンクの箱

❶ 箱類はたんで、ティッシュのビニール部分は取り除いてプラスチック類へ出してください。



2 トイレットペーパーやラップの芯



3 封筒

❶ 窓付き封筒のセロハンは、燃やすごみへ



4 書類、コピー用紙、プリンター用紙、メモ用紙



5 包装紙、紙袋



6 台紙類

Yシャツ、ストッキングなどの商品保護・固定用の紙



7 カレンダー

❶ 紙以外の部分は取り除いてください。

金属部分は金属ごみへ



8 ラップ・アルミホイルの箱など

❶ 金属部分は取り除いて金属ごみへ分別してください。

金属部分は金属ごみへ



分別の
POINT

「新聞・新聞チラシ」、
「本（書籍）・雑誌・冊子」、
「ダンボール」、
「牛乳パック」に該当しない紙

9 印刷物

（ホッチキス止めがないもの）

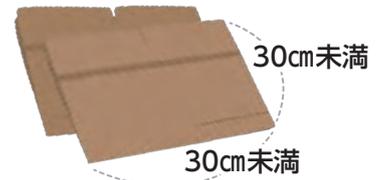
チラシや
広報誌など



10 シュレッダー紙



11 縦横30cm未満
のダンボール



紙に再生できない紙製品

- 汚れた紙類（食品や油が付着している物など）
- 写真、写真プリント用紙
- 圧着ハガキ（親展ハガキ、公共料金の請求書）
- 感熱紙（レシート、ファックス用紙など）
- 防水加工紙（紙コップ、アイスクリームカップ、カップめんの容器など）
- アルミコートされた紙（酒やジュースの紙パック、カップ麺のふたなど）
- カーボン紙（複写式用の紙、宅配便の伝票など）
- 臭いのついた紙（石けん、線香、洗剤の箱など）
- アイロンプリント紙 ● 油紙 ● ティッシュペーパー

これらのものは紙
マークが付いてい
ても、雑紙（その
他の紙類）には出
せません。



- ❗ 紙製品にリサイクルできないため、「雑紙（その他の紙類）」には
出せません。「燃やすごみ」に出してください。
- ❗ 紙マークが付いていても「雑紙（その他の紙類）」には出せません。

どうやって出すの？

市の分別収集指定袋を使用してください。

出す前に

- 袋に自治会名と氏名（世帯主）、分別区分に○を
記入してください。
- 1回に出せる数は1世帯5袋（事業所は3袋）
までです。
- 1袋の重さは概ね10kg以内にしてください。
- ビニール、テープや取っ手、金属など紙以外の
物は取り除いてください。

